

保険発第86号

平成元年9月5日

都道府県民生主管部（局）

保険主管課（部）長 殿

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生省保険局医療課長

医薬品再評価の終了した医薬品の取扱いについて

標記については、今般、薬務局長から平成元年9月5日薬発第772号「医薬品再評価結果平成元年度（その1）について」（別添）が通知されたので、この通知の趣旨及び下記事項を十分了知の上、保険診療における取扱いに遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、これに伴う薬価基準等の一部改正については、目下準備を進めているので申し添える。

記

1. 今回の再評価の結果認められた効能効果等については、別添を参照されたいこと。

2. 今回の再評価の結果、有用性を示す根拠がないものと判定され、薬価基準から削除することとなる医薬品は、別記1のとおりであること。

なお、市場に流通している別記1に掲げる医薬品については、速やかに回収措置が講じられることとなるので、薬価基準から削除する前であっても、保険診療上その使用を差し控えるよう保険医療機関等を指導されたいこと。

3. 今回の再評価の結果、総合消化酵素製剤であって、一回投与当たりの消化力を基準値に適合させること等により有用性を認められた医薬品のうち別記2に掲げる医薬品については、今後、基準値に適合させるため、新規販売名で製造（輸入）承認及び許可を取り直すこととしている。したがって、従前のものは、製造（輸入）承認及び許可の廃止等の手続きがとられることとなるので、これらを使用医薬品告示の別表に収載し、経過措置品目とする予定であること。

なお、新規製造（輸入）承認及び許可を取り直し、薬価基準への収載申請があった医薬品については、新たに薬価基準に収載する予定であること。

4. 今回の再評価の対象品目とされていたが、当該製造（輸入）業者から今後製造（輸入）する予定がなく、既に製造（輸入）承認及び許可の廃止等の手続きがとられている医薬品（別記3に掲げる医薬品）については、これらを使用医薬品告示の別表に収載し、経過措置品目とする予定であること。